



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

2021年4月1日より対応が必要となります

2021年4月より中小企業についても以下の改正に対応が必要となります。まだ済んでいない場合には早急に対応をするようにしてください。

■総額表示

商品やサービスの価格表示は、消費税率が5%から8%に上がる前の2013年10月に税抜き価格での表示を条件付きで認める特別措置法が施行されましたが、2021年3月31日で特別措置法は失効となり税抜き価格での表示が認められなくなりました。

よって2021年4月より消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。また、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜き価格9,800円)

10,780円(税抜き価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜き価格を併せて表示することも可能です。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税軽減対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

■同一労働同一賃金

同一労働同一賃金とは、正規雇用労働者(正社員や無期雇用のフルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指す取り組みを指します。単に「正社員」「パート」といった雇用形態の違いによって待遇差を設けるのではなく、職務内容や配置変更の範囲を根拠に、労働者を適正に処遇する制度です。

大企業については2020年4月に適用になっていますが、中小企業についても2021年4月より適用になります。

厚生労働省 HP に特集ページがございますので、併せてご覧になってください。

(HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>)



～成年後見制度について～

■ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

成年後見制度のタイプについて			
区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が <u>不十分</u> な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が <u>著しく不十分</u> な方	保佐人	
後見	判断能力が <u>欠けているのが通常の状態</u> の方	成年後見人	

■ 成年後見制度の利用方法

成年後見制度を利用するためには、まず、後見開始・保佐開始・補助開始の審判を家庭裁判所に申し立てる必要があります。各家庭裁判所で、いつでも手続案内に応じており、手続に必要な資料等についてもご案内しておりますので、お近くの家庭裁判所にお問い合わせください。

■ 成年後見人は誰になれるの

家庭裁判所では、申立書に記載された成年後見人等候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、候補者が選任されない場合があります。被後見人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の方(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律または福祉に関する法人など)を成年後見人に選任することがあります。

なお、成年後見人にだれが選任されたかについて、不服の申立てはできません。

また、次の人は成年後見人になることができません。

(欠格事由)

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者
または親子
- (5) 行方不明である人



■ 申立ての取下げはできますか

申立ての取下げについては家庭裁判所の許可が必要となります。成年後見人の選任に関する不満を理由とした取下げは、本人の利益に配慮して、原則として許可されないと考えられます。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 法人税の計算上、受取配当金が益金(収益)にならないって本当？

1. 受取配当金の益金不算入制度とは？

利益の配当については、税金を差し引いた後の利益から支払われ、支払う法人の費用になりません。そのため、受け取った法人で受取配当金を課税すると二重課税になってしまうため、その二重課税を排除するために受取配当金の全部又は一部を益金に算入しない制度が受取配当金の益金不算入制度です。

2. 受取配当金の益金不算入制度の概要

「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会との選択を歪めないように、益金不算入の割合が低くされています。

区 分	益金不算入額
完全子法人株式等に係る配当等 持株割合：100%	全額
関連法人株式等に係る配当等 持株割合：1/3 超	関連法人株式等について受ける配当等の額 － 負債利子の額のうちその株式等に係る部分の金額
その他の株式等に係る配当等 持株割合：5%超 1/3 以下	その他の株式等について受ける配当等の額 × 50%
非支配目的株式等(5%以下)に係る配当等 持株割合：5%以下	非支配目的株式等について受ける配当等の額 × 20%

3. 外国子会社配当益金不算入制度

上記は、日本国内の法人から支払われる配当についての制度ですが、外国子会社から受ける配当についても益金不算入制度があります。

(1)外国子会社配当益金不算入制度の概要

日本親会社が外国子会社から受ける配当は、その配当（源泉税控除前）の95%が益金不算入。

※外国子会社配当益金不算入制度の適用対象となる配当に係る源泉税については、外国税額控除の対象外となり、損金にも算入されません。

(2)外国子会社の範囲

- 次の①または②の割合のいずれかが25%以上となっていること。
 - ①外国法人の発行済株式等のうち、内国法人が保有している株式等の割合(当該外国法人が保有する自己株式等は除外して計算)
 - ②外国法人の発行済株式等のうちの議決権のあるもののうち内国法人が保有している議決権のある株式等の占める割合
- 上記の保有割合が剰余金の配当等の支払い義務が確定する日以前6カ月以上継続していること。



(橋本健治)

新型コロナ 市町村の給付金

■茅野市 中小企業者等応援金

【概要】新型コロナの影響を受け、令和2年（1～12月）の売上高が、令和1年（1～12月）に比べ、大幅に減少している茅野市内の事業者について応援金を交付する。

【内容】令和2年の売上高が、令和1年に比べ20%以上減少 → 交付額5万円

上記のうち、令和2年の売上高が令和1年に比べ50%以上減少し、

かつ令和1年又は令和2年のいずれかの売上高が1,000万円以上の場合 → 交付額10万円

【受付】令和3年8月31日まで

■諏訪市 事業者リフォーム補助金

【概要】新型コロナの影響を受けている諏訪市内の中小事業者等に対し、感染症対策及び新しい生活様式に適應するのに必要な経費を補助する。

【内容】補助金上限を10万円とし、費用の3分の2を補助する。

事業所・店舗の感染症防止対策にかかる経費（除菌器、換気扇、サーキュレーター等）

事業所・店舗の新しい生活様式への転換経費（リモート用PC、Wi-Fi、タブレット等）

【受付】令和3年9月30日まで

■下諏訪町 新型コロナウイルス感染症予防対策製品・設備等補助金

【概要】下諏訪町内の事業者に対し、新型コロナ対策として必要とされる感染症予防対策製品または設備等の購入費用の一部を補助する。

【内容】補助金上限を10万円とし、費用の3分の2を補助する。

感染症予防対策に必要とされる製品・工事に係る費用

テレワーク・リモートワークに必要とされる製品 ほか

【受付】令和3年6月30日まで

（北原隆幸）

コラム ～真の失敗とは～

秋山一也

朝礼でのスピーチのテーマが「好きな言葉」です。好きな言葉ではないですが、私自身が大切にしている言葉を紹介したいと思います。「真の失敗とは 開拓の心を忘れ 困難に挑戦することに無縁のところにいる者たちの事をいうのだ」というものです。これは、荒木飛呂彦先生の作品である「ジョジョの奇妙な冒険」内の登場人物が発したセリフで、よくある「成功」の反対は何でしょうという問いに対する答えです。多くの場合「成功」の反対は「失敗」であると教わってきて、辞書等でも同様の解答が書かれているものと思います。しかしそうではなく、困難に挑戦しないこと、即ち「何もしないこと」こそが、「失敗」であるという考えです。チャレンジすることにより自分にとって何かしらを得ることが出来る。たとえそれが「成功」でなかったとしても自分自身を高めることはできる。挑戦しないことには何も得られない、残るものは後悔しかない。といった意味合いだと私は受け止めています。

私自身も保守的になり「挑戦」することを恐れてしまうことがありますが、この言葉を胸に常に前を向いて「挑戦」していきたいと思っています。

